平成２３年（フ）第５８号
新潟県長岡市大山３丁目８番地18、前住所新潟県長岡市大島本町５丁目157番地１
債務者　三島　　猛
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第８２号
新潟県長岡市東栄２丁目３番17号
債務者　清水　孝一
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第５２７号
北海道千歳市北光７丁目５番２―２号
債務者　榎本　志穂（旧姓玉槻）
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６９６号
札幌市東区北21条東９丁目４番６号
債務者　水木　聖也
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７１６号
札幌市厚別区厚別中央３条１丁目10番10号シャルムコートＫ201
債務者　大坂夕美子（旧姓向井）
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７３８号
札幌市東区北46条東12丁目４番１号
債務者　光吉　千鶴
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７８０号
北海道北広島市大曲緑ヶ丘５丁目10番地１
債務者　馬場　洋祐
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８０７号
札幌市北区東茨戸１条１丁目28番地　クリスタルハイツ607号
債務者　東原　健一
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８２２号
札幌市清田区美しが丘３条６丁目10番２―901号
債務者　蓑田かおり
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８３４号
北海道石狩市花川南４条２丁目111番地
債務者　池下　裕弦
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８４９号
札幌市東区北15条東９丁目１番21号
債務者　福田　隆志
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８７４号
札幌市東区東苗穂１条３丁目４番４―402号
債務者　奥田　明子
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８８５号
札幌市豊平区平岸６条17丁目１番１―105号
債務者　伊藤　文生
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９１４号
札幌市白石区東札幌３条５丁目１番25―402号
債務者　數寄めぐみ（旧姓柴田）
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９２１号
札幌市南区藤野４条７丁目６番21号
債務者　本田　結香（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９４５号
北海道恵庭市中島町４丁目16番地の11　コーワレジデンスＡ号
債務者　間嶌くるみ（旧姓赤木）
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９５２号
札幌市豊平区月寒東１条13丁目４番３―201号
債務者　中西　育美
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９６１号
北海道千歳市東郊１丁目14番17号
債務者　林　　恵（旧姓尾形）
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部